

令和8年大和市農業委員会第2回総会議事録

令和8年2月17日（火）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員

2番 大沼 茂樹 委員

3番 眞壁 浩二 委員

4番 遠藤 一直 委員

6番 渡邊 みどり 委員

7番 富澤 克司 委員

8番 田邊 義之 委員

10番 荻窪 登 委員

11番 池田 俊一郎 委員

12番 木村 賢一 委員

14番 保田 雄一 委員

15番 長谷川 慶太郎 委員

16番 関水 好美 委員

2. 本日の欠席委員

13番 古谷田 和子 委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 祐介

次長 石井 一郎

主査 富田 規裕

主査 近田 拓朗

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について

日程第 5 議案第 4 号 農業経営基盤強化の促進に関する計画（地域計画）について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

議案第 4 号 農業経営基盤強化の促進に関する計画（地域計画）について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 13 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 8 年 2 月大和市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、4 番、遠藤一直委員、6 番、渡邊みどり委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。

1 月 30 日、令和 7 年度大和市表彰式が開催され、眞壁会長が出席されました。

2 月 3 日、令和 7 年度第 3 回大和市都市計画審議会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

2 月 6 日、大和市農業振興懇話会が開催され、眞壁会長、遠藤職務代理、遊休農地対策部会から田邊部会長と荻窪副部会長が出席されました。

2 月 9 日、大和市経営生産対策推進会議が開催され、眞壁会長、田邊委員が出席されました。

諸報告につきましては、以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 2 月 3 日、令和 7 年度第 3 回大和市都市計画審議会に出席してまいりました。議題については、大和市都市計画審議会の運営要領の改正についてということで、事務局より説明があり、承認を得ました。また、大和市都市計画マスタープランの一部改定についてということで、各委員の意見交換が行なわれました。それから、事務局より報告ということで、都市計画道路整備プログラムについて説明がありました。市で計画している道路の整備状況を、順序、番号をつけて今後進めていこうという報告になっておりました。

私からは以上になります。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、私から2月6日の農業振興懇話会について、若干、説明をさせていただきます。

農業委員会の4名のほか、県央地域県政総合センター職員や県農業技術センター職員、農業応援課職員、さがみ農協職員などが出席をして、大和市の状況についてのご説明が農業応援課から、農協の取り組み等々についてさがみ農協からご説明などがあり、皆さんのたくさんのご意見、ご質問がありました。

また、県農業技術センターからも、県の課題というご説明がありまして、県としては、農業の担い手育成確保に関する支援、それから県民ニーズに応じた安全・安心な農畜産物の生産販売の取り組みに対する支援、スマート農業の取り組みに対する支援、気候変動への対応と環境対策や自然災害等への取り組みに対する支援、地域農業の振興を図るための取り組みに対する支援と、こういった5つの軸についてご説明いただきました。また、農産物に関してもいろいろな説明がありましたけれども、時間の都合もありますので、詳細の説明は割愛をさせていただきます。たくさんのご意見やご質問があり、いい懇話会になったと思っております。

私からは以上でございます。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第5号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第5号について説明いたします。議案書の1ページの2件がありました。いずれも相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

質疑がないようでございますので、終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 続きまして、日程第4、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第6号について、議案書1ページの5件がございました。案内図は総会資料の3から4ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 受付番号4番に関してですけれども、これは、なぜこのタイミングで所有権移転の届出があったのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 このタイミングでなぜかということですが、恐らく今回の土地を売却するに当たって、登記地目が畑のままになっていたため、届出があったと思っています。

○長谷川委員 それはわかるのですが、住宅敷地及び道路ということで転用目的の記載がされているのですが、現状このままでも構わないはずなのに、法人から個人に所有権の移転の届出が出ている。何かこの周囲のところの所有権移転を含めてのことなのか、農地そのものに附帯するような形での所有権移転なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 恐らく、この土地の南側の土地も含めて、何らかの開発が行われるのではないかと考えられます。

○長谷川委員　　そうしますと、なぜここだけこのような形で残ってしまったのかというのは、事情などをご存じでしょうか。なぜこんな耕作に適さない細長い形のところが農地として残ってしまい、ほかのところは、恐らく周りには農地がないわけですね。なぜここだけこんな形で残ってしまったのか、その理由などをご存じでしたらちょっと教えていただければと思います。

○議長　　事務局。

○事務局　　この土地が現況農地として残っているわけではなく、現況は宅地になりますので、実際の使われ方としては、農地として残っているわけではありません。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　現況は宅地で登記地目は畑になっているのですが、普通だったら、宅地に使うとなれば、基本的に登記地目も畑ではなくて宅地にそろえてしまって、土地取引なり、そういった素性をきれいにしていくという形にそろえていくと思うのですが、ここだけ登記地目が畑で残っていた理由をご存じでしたら、教えてください。

○議長　　事務局。

○事務局　　これまでの土地所有者の方が登記地目の変更をしていなかったということかと考えていますが、その理由や事情については把握しておりません。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　わかりました。ありがとうございます。

○議長　　ほかいかがでしょうか。池田委員。

○池田委員　　受付番号2番は、成年後見人を選任されています。当該地には、もともと成年被後見人が住んでいて、何か事情があって施設か何かに入ることなのでしょうか。また、この成年後見人というのは、資格は弁護士なのでしょうか。その成年後見人の判断で、この土地の所有権移転をしたということなのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　当該地に成年被後見人は住んでいたと考えていますが、所有権移転後、どうされるのかは把握しておりません。また、成年後見人の職業についても把握し

ておりません。

所有権移転については、成年被後見人は適切な判断ができるかどうかわかりませんので、恐らく成年後見人の判断ではないかと考えております。

○議長 池田委員。

○池田委員 大変重要なことだと思うので再度聞いたのですが、成年後見人というのは、裁判所の指名によって後見人が指名されると思うのですが、この場合もそうなのでしょう。

○議長 事務局。

○事務局 法務局の登記に成年後見人としての記載がされています。

○議長 池田委員。

○池田委員 ということは、資格は弁護士ですか。

○議長 事務局。

○事務局 登記には、職業まで記載しておりませんので、職業については把握しておりません。

○議長 池田委員。

○池田委員 成年後見人ですから財産を全て委任されているわけですが、今回、成年被後見人のご家族等のご意見などを一応伺った上で、成年後見人が判断されて所有権移転がなされたのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 成年後見人というお立場ですので、ご本人に成り代わって届出をしていただいています。そのため、ご家族の意見を伺ったかまでは確認しておりません。

○議長 木村委員。

○木村委員 当然、法に触れない前提で成年後見人がいるわけですが、所有権移転や土地を売り買いという大切なことですから、事務局として、もう少し詳しく調べて、この場で説明していただければと思います。要望です。

○議長 ほかいかがでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につきまして、以上をもって終結いたします。

○議長 続きます、日程第5、議案第4号、農業経営基盤強化の促進に関する計画（地域計画）についてを議題に供します。

農業応援課からご説明をお願いいたします。

○農業応援課 先月に引き続き、地域計画について説明をさせていただきます。

先月は、追加したい筆の明細の一覧とカラーの目標地図等を皆さんにお示したところですが、今回は、地域計画の変更素案というものにご意見をいただきたいと考えております。昨年度、策定した計画に現時点の面積などを落とし込んだ時点修正ということになります。

○農業応援課 本日、資料として農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更概要、A4の裏白のものと、地域計画、右側に令和7年度変更素案と書いてあるA4の両面のもの、そして、A3のカラー、地域計画の目標地図の変更素案をお配りしております。

今回は、農業委員会からご提出いただきました地域計画の目標地図の素案について、その内容を踏まえて、2月9日、協議の場として大和市経営生産対策推進会議の場で討議をいたしまして、目標地図の素案についてのご了解を受けております。その内容については、2月10日付で協議の場の結果の報告としてホームページで公表しております。

この協議の結果を踏まえて地域計画の変更案を作成いたしましたので、農業関係の機関にご意見を伺って、市の計画案として今後縦覧をしていく予定でございます。

それでは、変更概要と地域計画の変更素案を使ってご説明いたします。

1、変更理由は、本市では農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業関係者の協議の結果を踏まえて地域計画を定めています。今回、同計画に定める農業を担う者の変更及び農業を担う者の利用する農用地等の変更等、情勢の推移による必要が生じたことから、同計画を変更するものとします。

2、変更内容の（1）計画区域の変更です。1点目、農業を担う者を追加することに伴い、その者が利用する農用地等を計画区域とすると書いております。ここで地域計画の細かい表の裏面、3、4、5、6と書いてある部分の4をご

らんください。4、地域内の農業を担う者一覧とありまして、これがA3の地図に番号を付して、その土地の農業を担う者として地域計画に位置づけている方々です。

今ご説明した(1)の1点目につきましては、この表の一番下、地図上の表示で10が認定新規就農者として認定されたことに伴い、地域計画に位置づけるものです。その運営農園の経営面積を加えることにより、計画区域の追加になります。

(1)の2点目、農業を担う者が経営面積を拡大したことに伴い、当該拡大にかかる土地を計画区域とするです。これにつきましては、この表の下から2番目の認定新規就農者ですが、この者が新たに土地を借受け、経営面積が増加したため変更するものです。

変更内容の(2)計画区域内における農業を担う者の利用する農用地等の変更です。これにつきましては、表の上から4番目の方です。もともと定めていた農地で、今まで利用者と紐づいていなかった土地がありました。それについて、4番目の方が利用することになったため経営面積を変更するものです。新たに追加された土地が果樹の経営作物になりますので、果樹というのを追加して変更するというのがこの変更になります。

なお、その下、5番目の方は、お名前を今回は掲載しておりますが、これにつきましては、相続の発生による経営者の変更ということでございます。

変更の内容は以上のとおりでございます。変更概要の2の(3)にありますとおり、(1)、(2)の変更に伴って、地域計画の1枚目になりますが、1、地域における農業の将来の在り方の(1)地域計画の区域の状況の全体の面積に変更が生じております。それと、1枚目の2、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標の中段、(2)担い手に対する農用地の集積に関する目標が、分母と担い手が利用している土地、分子が変更されたため38.5%となりました。ここで言う担い手というのは、この計画上では市の認定就農者が担い手という位置づけになっておりますので、この者たちが利用する土地が全体面積の38.5%を占めているという変更をしております。

本内容につきましては、地域計画の一番上のところ、策定年月日が令和7年3月31日、今回は令和8年3月31日に第1回変更として変更する予定でございます。

本案につきましては、本日の農業委員会のほか、さがみ農業協同組合での意見聴取、神奈川県農業会議の意見聴取を経て、計画案として取りまとめる予定です。

なお、取りまとめた計画について、2月26日から3月11日の2週間、計画案の縦覧をする予定でございます。この間、意見書の提出が可能となります。ホームページでも公開する予定でございます。縦覧の後、令和8年3月末までに計画を変更いたしまして、変更の公告をする予定でございます。

本日は、この地域計画の変更につきましてご意見を求めるため、ご説明をいたしました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

農業応援課からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件につきまして質疑、意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 1点だけ確認をさせていただきます。今年、3月31日に更新の第1回目を予定しているということですが、この計画に関連するいわゆる地権者の方には、こういう方向でいきますとか、何か説明をされているのでしょうか。

○議長 農業応援課、お願いします。

○農業応援課 下和田の水路組合については、来週、組合の会議がありますので、そちらで説明をさせていただきます。認定新規就農者の方々については、個別に説明し、既に了解を得ている状況です。

○議長 木村委員。

○木村委員 関係する地権者の方にもその旨伝えてあるのでしょうか。

○議長 農業応援課、お願いします。

○農業応援課 地権者の方には話をしていません。

○議長 木村委員。

○木村委員 地権者の方が後々気づいて、それでは困るとか、そういうことも想定されると思うので、心配で先月も質問したわけですがけれども、それに関しては、先月の話ですと柔軟に対応していきたいというお話でしたので、それでよろしいでしょうか、再度確認させてください。

○議長 農業応援課、お願いします。

○農業応援課 柔軟に対応させていただいていく予定です。

○議長 そのほかございますでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 意向未確認というところが前回同様まだ数カ所残っているのですが、その意向未確認についての対応をもしお聞かせできるようでしたら、お願いしたいと思います。

○議長 農業応援課、お願いします。

○農業応援課 下和田地区が該当するかと思いますが、来週、下和田の水路組合の会議がありますので、意向未確認ところも含めて話を伺う予定です。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 それともう1点、これは下和田の水田のことになるかと思うのですが、地域計画の現状及び課題に水利環境がよくない地域の経営の難しさなどということが書かれています。水田の維持ができないところについては、露地野菜を耕作するなどして、遊休化している農地をうめるような状況もあるかと思いますが、水田の維持について地域としての考え方とか、在り方とか、地域の中で、今後、議論されるようなことはあるのでしょうか。

○議長 農業応援課、お願いします。

○農業応援課 下和田地区の意向未確認の筆については、水路組合がありますので、組合の話をよく聞きながら進めることが一番重要と思っています。

また、水田の中で畑を利用したいという新規就農者等がもしいた場合には、水が差し込んだりするという状況もあるようですので、可能であれば水田をやっている農業者の方に規模を拡大していただくことが良いと考えています。但し、そういう意向のある農業者が下和田地区には少ないという状況もありますので、そこも含めて、水路組合に話を聞きながら進めていきたいと思っています。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 地域の方からのご意見の中で、水路組合では共同で機械を利用したりしていても、県や市の予算で機械、水田のポンプの更新がなかなか厳しいというご意見をいただいています。これは下和田地区だけではないのですが、他の地区も含めて、畦の管理とか、水田の維持に係る経費などについては、地域計画の現状及び課題としても記載されていますので、できるだけ地区の要望を酌んできながら、補助金の助成なども含めて水田の維持につなげていただければと思っています。よろしくお願いします。

以上です。

○議長 今の遠藤委員のお話ですけれども、市内には各地区に水路組合というのがございまして、その地区ごとに老朽化しているところがありますので、水路組合と密に話をしながら、市には大和の水田を維持していただければと思っています。よろしくお願いします。

そのほかいかがでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 地域計画の表面の1の(1)の④の区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計が0.17haとなっています。これは今回、変更する内容になっているのでしょうか。

○議長 農業応援課、お願いします。

○農業応援課 規模縮小などの意向がある農地面積の合計については、先ほどご説明した裏面の4、地域内の農業を担う者一覧の表の上から4番目の方が、新たに農地を利用するという事で、面積が減っているという変更になります。360㎡ぐらいを4番目の方が新たに借受けましたので、その分が減っているという変更になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうすると、裏面の4の表、10経営体の経営面積の合計が現状で5.2haになっていて、10年後も5.2haと変更のないままになっているということは、規模縮小などの意向がある農地面積の0.17haは借受ける農業者がいなくて、農地ではなくなってしまう可能性があるという認識でよろしいでしょうか。

○議長 農業応援課、お願いします。

○農業応援課 規模縮小などの意向がある農地面積の0.17haについては、今後、話し合いの中で、どなたが担っていくかという検討を進めていく場所と考えております。本来、10年後の目標は、10年後に担い手と呼ばれる認定新規就農者や認定農業者が、計画に示された農地をどう利用していくかというのが地域計画の目的だと承知しております。但し、現段階では、現状を目標地図に示して課題が見える化し、今後、皆さんで考えるための素材としていくというところまでの取りまとめになっております。

10年後の目標も現状と同じ面積となっておりますが、今回のような随時見直しや下和田地区での話し合いの結果を踏まえ、変更できる点は変更していきたいと考えております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 どうもありがとうございました。

○議長 ほかがございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

今回の資料でございますが、後ほど回収ということでお聞きしておりますので、机の上に置いたままにさせていただきたいと思っております。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農業経営基盤強化の促進に関する計画（地域計画）についてを採決いたします。

本件については、賛同し、回答としては意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、意見なしで回答いたします。

ここで農業応援課の職員の方にはご退席をさせていただきます。

[農業応援課職員退席]

○議長 それでは、これにて、本日の総会に付議された案件につきましては全て終了いたしました。

よって、令和8年2月大和市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

午前10時43分 閉会